

介護サービス事業所が、通院介助の際、訪問介護員が自ら運転する当該事業所所有の自家用車で、当該要介護者の移送を行い、移送中以外の時間について、身体介護の介護報酬を得ておりましたが、議員ご指摘のとおり国土交通省は、介護保険事業者が指定を受け、例えば移送部分を無償で行ったとしても、移送の前後に介護報酬の支払いの対象となる身体介護を伴う場合には一体として有償運送とみなされ、法的にはタクシース事業認可が必須との立場をとっております。

一方、厚生労働省は、送迎だけに特化した訪問介護サービスを行う場合には、介護保険事業所として指定しないとの考えであり、国の見解が省によって分かれる結果となっております。

また、山梨県においては、福祉保健部長通知によりタクシース事業の認可を受けていない訪問介護事業所が行う移送行為は、ケアプラン上に取り込まないよう指導しており、訪問介護事業所が「通院等のための乗車又は降車の介助」による介護報酬を受けるためには、タクシース事業者の指定を受けなければならないとしております。

「身体介護三十分未満で二千円の介護報酬のみで運賃を取らず行ってきた介護タクシース事業者は、この四月の介護報酬の改定により身体介護

による報酬請求ができなくなり、一回千円十運賃となったことから、寝たきり状態にあつて車椅子やストレッチャー等でなければ移動できない方や人工透析や難病等により頻りに通院が必要な方が、「介護タクシース」を利用する場合、その経済的負担が大きくなり利用者が一気に減少しております。

現在、本市においては、福祉タクシース制度により、身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由及び視覚障害の一級及び二級に該当する方、療育手帳A所持者及び非課税世帯で介護慰労金の支給を受けている人に介護されている方については、月二回のタクシース利用（通常のタクシースの他、介護タクシースも可）の初乗り運賃分を助成しているほか、重度身体障害者を対象に都留市社会福祉協議会が行っているストレッチャー付き移送用車両をボランティア運転手が無料運行する「いきいきふれあい号」事業などにより対応しております。

今後、この介護タクシースの需要は、要介護老人の増加とともに、移送サービスの需要が、ますます高まることが予想され、要介護者の通院を援助するのみでなく、介護予防、閉じこもり及び要介護度の重度化防止対策として、外出支援全般に取り入れられるべきであり、要介護者の施設入所

志向を食い止め、在宅生活の持続を可能にする有効な手段と考えられるため、諸政策の整備について、国・県に対して見直しを強力に働きかけるとともに国庫補助事業としての介護予防事業の取り込み、現行の福祉タクシース制度の拡充、ボランティア・NPO法人等による有償移送サービスなどの方策について併せて検討してまいりたいと考えており、まので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 内藤季行議員

#### ○電子自治体の実現について

○IP電話導入について

#### ○都留市防災マップについて

## 電子自治体の実現

### について

IT化・デジタル化は商業利用の解禁により急速に発展し、経済が大きく

変わり始め、行政や政治システム、医療、福祉、教育も変

えていく動きが広がっています。こういう新しい流れの中で地域が発展していくために、電子自治体の構築が必要であると考えられます。

電子自治体を何の目的で推

進するか、それは組織改革して、広域的で透明性の高い行政を作っていくかなければならないと聞いています。業務を合理的に編成し、倫理的な説明ができる行政をつくる改革といえ、低コストで質の高いサービスを目指す、その一貫に電子自治体があると東京大学の須藤先生のお話でした。

電子自治体の目的は情報技術を使って行政改革をしてゆくにあり、行政内部の体制を変えるだけでなく、住民の満足度を高める発想で、業務の時間内にそれぞれの窓口に向いて手続きをするのではなく自宅でも二十四時間オンラインで手続きができるようにするシステムであり、行政手続を電子化し、住民サービスを支援し、ワンストップサービスでことがたりたりノンストップサービスも可能で今よりきめ細かい住民サービスが提供できるということ、こうした取り組み以外にITによる市民よのコミュニケーションを深めるため、政策形成過程情報の公開やユニバーサルデザインの観点に立った誰にも見やすいホームページ作りなどの有効活用ができ、より密度の高い地域をつくることも可能であります。それによって事務の集中化や事務の一部のアウトソーシングをどのように考えているかお伺いいたします。

また、電子自治体の先駆け

であります、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)が八月二十五日より本格始動となりました。私も、このシステムを理解する一人として今後の利用方法に期待するものであります。ですが、住基カード一枚で事足りるようになるのは便利ですが、住民カードから個人情報漏れてしまつて人権侵害がおこるのではという懸念です、セキュリティの面では情報資産の安全対策として県では情報セキュリティポリシーを策定し、各市町村にも策定の徹底を要請し、策定しない自治体にはLGWANに接続させないことやコンピュータネットワークに外部から侵入することを防ぐシステムのファイアーウォールが組み込まれているようですが、どんなにすごいコンピュータシステムも人がつくり人が操作しているのです。都留市は大学もあり、今後、学生たちの利用も増えてくると思います。

総務省のホームページの最後に安心して利用できるような技術の向上をしていきますと書いてあります。そこで都留市における安全対策についてお伺いいたします。

高度情報技術を利用したネットワーク社会の到来とともに、地方自治体においても、それらを活用した、より効率的で高度化した透明性の高い行政経営を実現すると

ともに、市民に迅速で付加価値の高い行政サービスを提供し、市民生活の充実と市民満足度の向上を図るため、電子自治体の構築に向けた取り組みが進められているところがあります。

この基盤となる電子申請システムの効果的かつ効率的な開発と運用を図るため、本県では県下全市町村と県による共同組織である「山梨県市町村総合事務組合」を設立し、広域的なシステムとして構築することを目指しており、これにより膨大な開発費用と運用費用が大幅に節減されることとなります。

今後、住基カードの多目的利用や市が保有する地図情報の発信など、本市独自の新たなサービスも視野に入れた電子自治体の構築に取り組んでいく必要がありますが、その際には、既存の制度・慣行の見直しを行い、簡素で効率的な行政システムを実現してまいりたいと考えております。

また、国と地方自治体を接続する専用ネットワークである総合行政ネットワーク（L G W A N）への接続も、十月中旬には完了する予定であり、今後、国や県からの文書等については、従来の紙を媒体としたものから電子媒体でやり取りすることになり、事務の迅速化や情報の共有化が図られることとなります。

なお、セキュリティ対策と

いたしましては、ファイアーウォールの多重化やすべてのパソコンにウイルス対策ソフトの導入を行い、特に重要な個人情報に關しましては、パスワードによる厳格な情報管理をするとともに、特別な通信手段による通信制御を行っております。

また、総合行政ネットワーク（L G W A N）への接続に合わせ、セキュリティポリシーの策定に現在取り組んでいくところであり、これにより物理的セキュリティと人的セキュリティの両面から、安全対策を確保し、市民の皆様が安心して利用できる電子自治体を構築に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## IP電話導入

### について

**問** 通話料金を格安にできるIP（インターネット・プロトコル）電話を家族や大手企業が相次いで導入を決めており、現在、日本国内のIP電話は五百万回線まで普及され、これに対して一般回線は七千万回線とシェアは圧倒的だが新規の設備投資ではIP電話の存在感は大きいそうです。

大手企業では日立製作所、新生銀行・東京ガス・三井住友銀行・UFJ銀行・JR東

日本・情報システムズなどで導入のことです。

この狙いの一つは通信関連投資の削減で従来、企業は一台数百万円のPBX（構内交換機）を各拠点に置いてきたが、同程度の価格のIP電話専用サーバーは全国の拠点の受信を一元管理でき、日々の通話料の低減が見込め、都留市においては、本庁から大学、病院やコミュニティセンターなどを含めた通話は無料にでき外部との長距離通話は三分八円と全国一律になります。

ある企業の試算ではIP電話に置き換えると通信費を四五%削減できると言います。

また情報インフラを効率化できることも導入意欲を刺激しているとも聞いています。

たとえば、マイクとカメラを内蔵したパソコンを使って、多地点を双方向で結ぶ「テレビ会議」格安に実現でき、市民の問い合わせに音声と画像、データを組み合わせて答える相談サービスなども可能になるそうです。

この秋からNTTコムと他社とのIP電話網の相互接続を進めるとのことですが、当市でもよく研究をし、経費削減に努めるのも行政の役割だと思えますが如何でしょうか。今後の課題として御答弁をお願いします。

**答** 議員ご指摘のとおり、近年のインターネット

技術の普及進展に伴い通話料

金等が割安となるIP電話の利用者は、国内の一般家庭や企業などにおいても増加してきており、官公庁においても部分導入をはじめしているところがあります。

IP電話とは、簡単にいえばインターネットの回線を使う電話サービスであり、IP網による同じ通信会社のユーザー間の通話は無料、一般加入電話への通話も市内、市外、県外等の距離や時間帯にかかわらず、全国一律料金三分間八円程度で使用できるものがあります。

現在都留市では、市庁舎、いきいきプラザ都留、大学、市立病院、消防署において、それぞれPBX電話交換機による電話通信業務を行っており、これら施設全体の電話にかかる経費につきましては、通話料が年間約九百八十万円、リース及び保守料が年間約九十二万円程度となっております。

都留市において導入する場合は、PBX電話交換機の前にもデムという、アナログ系データ信号をIPパケット信号に変換する機器を設置することによって、利用することが可能となります。

メリットとして、通話料金の削減や電話受発信の一元管理などが可能となる反面、通話音声品質の悪化やIP網での一般加入電話からの受信ができないことなどのデメリット

トが考えられます。

今後は、IP電話の導入による費用対効果や音声と画像データを組み合わせた各種行政サービスなどについて調査研究を行い、市民の利便性の向上や経費削減などを総合的に勘案する中で、導入について検討してまいりたいと考えております。

## 都留市防災マップ

### について

**問** 世界有数の地震国である日本、地震が起こりやすい活断層が多く存在するが、すべてが確認されているわけでもない。防災意識も含め地震災害や風水害に対して多くの死傷が存在するのが実情です。

過日、都留第二中学校において、都留市総合防災訓練が実施されました。日本の地震防災の出発点になった関東大震災からちょうど八十年あたり、くしくも去る七月には宮城県北西部地震が震災の恐怖をよみがえらせました。日本の国内はどんな場所でも地震災害に見舞われる可能性が、あることを再認識し様々な観点から万々に備えておくことが重要であります。

また、内閣府や国土交通省などの富士山ハザードマップ検討委員会は富士山が噴火した際に被害が及ぶ範囲や避難

情報を盛り込んだ火山防災マップ案を富士山周辺の新市町村にインターネットなどを通じて公表しました。

こうした中、都留市においても大地震災害や集中豪雨による土砂災害から身を守るために、訓練や非常用持ち出し品の準備や家屋の状況も把握しておいてもらいたいものです。そして地域住民の防災に対する意識の高揚と防災行動力の強化を図り、住民と行政の連携と協働による災害に強い安心安全なまちづくりを推進するためと、市民にわかりやすい都留市独自の防災マップの作成を提案するものであります。広報にも避難場所などが掲載されておりましたが、常に家の中の見やすい場所などに貼っておけるマップが必要であるとの意見もいただいております。

また、近年は地球温暖化に伴い異常気象により予測できない雨量を観測し、本年八月熊本県水俣の土石流災害のような普段なんの変哲もない場所での災害は私たちの教訓として新たに意識をさせられたと思います。

都留市も山に囲まれた地形であり、山の松は害虫により立ち枯れ、大きな集中豪雨が来れば大変危険な状態だと思えます。消防団においても各地区の危険箇所の調査を行い、調査などを実施していますが、そういう箇所の調査などもマ

ップに記載したり、緊急連絡先・避難場所・防災倉庫・自主防災倉庫など詳しいマップが必要で。

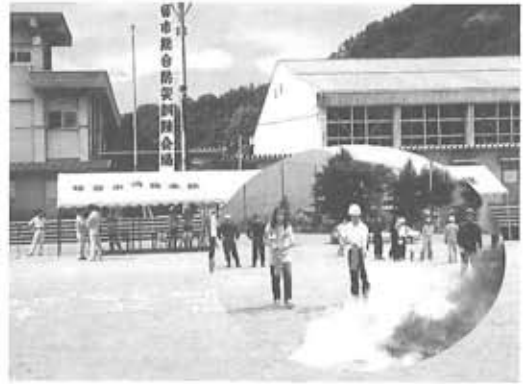
また、災害時に職員に的確に対応していただくために甲府市は手帳サイズの防災ハンドブックを作成し職員に配布する計画だということです。この点についても都留市はどうか、市長の御答弁をお聞かせ下さい。

### 答

阪神淡路大震災からすでに八年が経過しておりますが、その後も毎年のように大きな災害が発生し、自然の脅威を目的にしたりするたび、災害のもたらす悲惨さを再認識させられているところであり

今年に入っても七月二十日には水俣市を中心とした集中豪雨により、死者二十二名に及ぶ大水害が発生し、また、七月二十六日発生した宮城県北部を震源とした地震では、全壊三百二十棟、半壊千六百六棟という大きな被害をもたらしてしまいました。

幸いにも本市におきましては近年人命に係わる大きな災害は受けておりません。しかしながら、東海沖地震が近い将来起こる可能性が高いとされ、さらに本市はその地震防災対策強化地域に指定されていることから、地域防災計画に沿って毎年二回自主防災会や関係機関の協力を得て、より実践的な防災訓練を



実施しているところであり

また、平成七年には避難場所および危険箇所を図面上に明示した土砂災害危険区域図を全戸に配布するとともに、毎年広報で避難場所をお知らせするなど様々な情報を提供し、災害の予防に努めているところでもあります。

さらに、山梨県市長会を構成する都市間及び東京都板橋区、栃木県今市市など十三の自治体との災害時における相互援助協定を結び、被災後の応急対策や復旧対策の円滑化を図り、支援体制の構築に万全を期しているところであります。

議員お尋ねの危険箇所・緊急連絡先・避難場所・防災倉庫等が明記された防災マップの作成につきましては、今後関係機関のご意見を伺う中、家庭や公共施設で市民がいつ

でも目に触れることができ、一目でわかる創意工夫した総合的なマップの作成を検討してまいります。

また、災害時に職員が的確に対応できる防災ハンドブックの作成についてであります。本市では平成九年に防災マニュアルを、平成十二年には降雪マニュアルをそれぞれ作成し全職員に配布し、災害時における対応の徹底を図っているところであります。

### 小俣義之議員

- 市町村合併について
- 学校評価制度について
- 景気対策について

### 市町村合併について

**問** 近年、地方分権社会が急速に進展してきている中で、益々、自己決定、自己責任が問われてきておりますが、合併特例法の期限も迫っております。今まで取り組まれてきた成果を踏まえ、最良と思える選択肢を示し、都留市としても自立への道を進まなければなりません。このことから致しまして、市民と議会・行政とがともに連携・協議していく事が肝要でありま

す。

現在、全国各地で合併に対する協議、検討が盛んになっております。県内においても各市町村において協議がなされておりますが、既に、今年三月には南部町、四月には南アルプス市が誕生しております。

そもそも、合併問題の根底には、国・地方を取り巻く財政状況の悪化を打開するためとして地方交付税の縮小があります。国が、地方公共団体に対して、交付税を支出することは当然の責務であります。

また、地方公共団体がこれを基盤に、地方自治体の運営をはじめ、国づくりを支えつつ、日本の社会経済を育んできたのであります。

地方交付税制度について、市長はどう思われているのでしょうか。これまで、都留市は、合併問題は避けて通れない課題と位置づけられており、他の市町村の動向を注視しながら、都留市市町村合併問題研究会の設立、市内九地区において、未来を拓く都留街づくり会議の開催等々、合併問題に積極的に取り組まれております。

議会におきましても、議員研修を重ねる中で、平成十四年十二月議会では、都留市、西桂町、秋山村、道志村との一市一町二村の合併協議会設置を可決しました。しかし、秋山村は、今年三月議会にお

いて、合併協議会設置を否決しましたので、この協議会は、事実上、白紙となっております。

今や、近隣市町村の合併に対する色々な思惑もあります。都留市として、都留市民にとつての将来を見通す中で、市民サービスの向上、希望に満ちる社会の構築に期待が持てるような最良の選択肢を、市民に明確に打ち出すべき時期にあると考えます。

そこで、先ず、一点目の質問ですが、都留市は、市町村合併の問題について、どのような姿勢で望もうとしているのか、市長の考えをお尋ねします。

二点目の質問ですが、昨年十二月に西室大月市長が都留市にみえ、市長に大月市、都留市、上野原町による合併協議会設置の申し入れをされたと聞いております。市長は大月市長に対して、「都留市、西桂町、秋山村、道志村との一市一町二村の合併協議会を優先して考える」とのことです。ありますが、一市一町二村の合併協議会が白紙となっている現在、大月市との合併をどのように考えているのでしょうか、お尋ねします。

**答** 議員お尋ねの地方交付税制度につきましては、その目的にあるように、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源の確保を保障

することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の



独立性を強化することにあるとされております。そのため、地方団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が合理的、かつ、一定水準が維持できるような財源を保障することとなっております。財政力の差にかかわらず、地方公共団体が必要な行政サービスを提供するために、この地方交付税制度の役割は大きく、これからも地方交付税を通じた財源確保は、基本的に維持されるべきものと認識しております。

次に、市町村合併の問題についてどのような姿勢で臨もうとしているのか、というご質問ですが、今日、地方自治体におきましては、人々の実際の行動範囲やライフスタイルに合わせた広域的な地域振興の必要性や地方分権の推進により多様化・高度化・専門化する行政需要への対応、また、危機的な財政状況等を考察し、さらに二十一世紀の本市の未来像を展望する時、市町村合併問題はさけて通れない課題であると考えております。

また、都留市、西桂町、秋山村、道志村との合併協議会の設置の件が白紙となっている現在、大月市との合併をどのように考えているのか、と

のご質問ですが、昨年十一月十日、大月市長から大月市、都留市、上野原町による任意による合併協議会の設置についての協議がありました。四市町村の法定協議会設置について結論が出ていない状況を踏まえて、本年一月十五日に大月市長に住民の意思を尊重する立場から、住民発議による合併協議会設置の件を優先的に考えている旨、回答いたしました。

現時点では、所信でも述べましたとおり、都留市、西桂町、秋山村、道志村の四市町村の法定合併協議会につきましては、この九月二十一日に、秋山村において実施される法定合併協議会を設置するかどうかを問う住民投票の結果を待っている状況であり、また、都留市、西桂町、道志村の三市町村の任意合併協議会につきましても、西桂町が合併に関する住民アンケートを九月中に実施するという状況であります。これらを総合的に勘案しますと、明確な判断ができません。環境にあります。

したが、いまして、議会の議決や住民の意思を尊重する立場から、現時点ではこれまでと同様、住民発議による合併協議会設置の結論が先決であり、大月市・上野原町との任意合併協議会設置の件につきましても、この結果を待って結論を出してまいりたいと考えております。

また、都留市、西桂町、秋山村、道志村との合併協議会の設置の件が白紙となっている現在、大月市との合併をどのように考えているのか、と

## 学校評価制度

について

### 問

急速な社会状況の変化と豊かさの進展の中で、教育において、社会性や人間性が重要であることを改めて考えることが求められており、時代にふさわしい改革と改善の具体的な実施が必要であると叫ばれています。特に、学力の低下が危惧される中、いじめ、不登校、凶悪な犯罪等子どもたちをめぐる現状は深刻であり、社会全体が教育の基本の実現に向けて取り組んでいかなければならないと思

います。特に、学校教育を取り巻く環境作りが重要ではないでしょうか。今こそ、学校教育を推進する中で、学校、家庭、地域社会が緊密な連帯を持つて三位一体となつて、教育の問題解決に向かつていかなければならないと思

います。そこで、先ず、学校の目標・活動状況・成果など、様々な情報を積極的に保護者や地域に公開し、開かれた学校づくりを進める中で、学校の果たすべき説明責任と保護者や地域からの意見を取り入れ、学校の改善に役立たせるため、外部からの評価を含む学校評価制度が必要ではない

かと思

ついて、どのように考えておられるのか、現状と今後の方針について伺います。

次に、本市は、全国的に知名度の高い都留文科大学を有しており、特に、教員養成大学としての実績とその評価は自他ともに認めるところあります。この大学の教育機関を活用して、例えば、谷村第二小学校などでは、国際理解教育活動の一環として、留学生との交流を深め、自国・外国の文化について学んでいることは、大変有意義なことと思

います。都留市のシンボルである本大学が有している様々な教育活動が、学生との交流をはじめ、小・中学校での学習等により一層活用され、子どもたちの活力ある学校生活を送れることを大いに期待するものであります。そこで、今後における、大学の小中学校への学習等の活用についてどのように考えているか伺

います。

### 答

学校評価は、各学校が設定した教育目標の達成度を明らかにし、その結果に基づき、学校の教育活動全般についての改善を図ることを目的として行うものであり、この学校評価システムは、学校の経営責任の明確化、地域との協働作業により、教育の質の向上を目指す取り組みの一つで、文部科学省が昨年三月に、小中学校等設置基準の改正の中で、導入を奨励したもので

あります。

この学校評価は、学校の教職員が行う「内部評価」と、保護者、住民などが行う「外部評価」とがあり、学校が示した目標や計画の結果がどうなったか、保護者などに学校の教育活動の成果が上がったか、もし、上げられなかったとしたならば、その原因は何か、自己診断・自己分析し、保護者等の意見を公表することにより、学校の説明責任を果たすとともに、「開かれた学校づくり」・「特色ある学校づくり」の一層の進展を図り、学校と地域・保護者との信頼関係を築くものであります。

現在、市内小中学校では、開かれた学校・特色ある学校づくりのために、様々な取り組みを行っており、その中の一つとして教職員による内部評価を行い、学校の教育活動に生かしているところであり、ますが、今後は保護者を対象にした「学校評価アンケート」の実施や「外部評価研究会」の設置などを行い、外部評価の導入に向けて取り組んでまいります。

次に、都留文科大学の小中学校の学習等の活用についてであります。

で考え、判断する力、自分を表現する力、自分で道を切り開いていく力など、総合的な力を学ぶ「確かな学力」を持った子ども育成を目指して、完全学校週五日制や総合的な学習の時間の活用により、様々な創意工夫を生かした学習活動に取り組んでおります。

この中で、「総合的な学習の時間」の授業では、国際理解、環境・福祉・健康などの学習で大学との連携を深め、特に、国際理解教育にあつては、国際交流・語学研修室の指導のもと、留学生との交流を行い、外国との比較文化の教育に大いに成果を上げているところでもあります。

また、本年度大学に創設された、「地域交流研究センター」を活用することによって、総合的な学習の時間が、子どもの社会や自然に対する理解がより深まるとともに、子どもにとつても教師にとつても「やりがいのある」そして「楽しい」学びのきっかけとなるよう期待するものであります。

さらに、本年度より文部科学省による「放課後学習センター」制度の調査研究を行う事業が始まり、本市では、都留文科大学と東桂小・中学校の二校が調査研究の指定を受け、二年間にわたりこの事業を推進していくことになりました。この、放課後学習センター制度は、教員志望の学生が放課後や昼休みなどに

学校で児童生徒の学習の手助けをしたり、学習への意欲を育てたりすることで、学力向上に役立てようという狙いで設けられたものであり、同時に、教員志望者が学校で子どもたちとじかに接する中で、学校や子どもの姿を知り、教員に必要な能力の向上に役立つようにしようという狙いもあります。

今後とも、大学と一層の交流を深める中で、創意工夫を生かした、特色ある学校づくりの実践のため、家庭・地域社会と一体となつて、取り組んでまいりたいと考えております。

### 景気対策について

#### 問

「改革なくして成長なし」とよく耳にします。しかし今なお、景気は一部に持ち直しの動きが見られると言ふものの、依然として経済状況は深刻であります。

都留市民の願ひも景気回復と雇用の確保が早急に図られることです。必要な改革は、当然行わなければなりません。私は現在の不況がつづく、厳しい状況から企業のリストアップなどが及ぼす影響を懸念しております。

の支援策、振興策を具体的かつ大胆に講ずる必要があるのではないのでしょうか。

山梨県では、現在の厳しい県内景気に配慮して、本県経済の安定と雇用の確保を図るため、経済を支えている中小企業に対し「山梨版景気対策」に最優先で取り組んでいるとしております。

国・県では、どのような施策を実施しているのでしょうか。また、都留市でも独自の中小・小企業への支援・振興策、雇用対策に取り組むための施策をどのように考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

#### 答

我が国経済は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として先行き不透明感が続き、特に、雇用情勢につきましては、企業において事業再編や雇用調整が進められ、非自発的失業者が増加し、六月の完全失業率は全国で五・三パーセントと高水準で推移するなど、大変厳しい状況にあります。

このため、国においては、現下の厳しい経済金融環境の中でやる気と能力のある中小企業の破綻を回避するため、金融セーフティネット対策や中小企業の再生支援、また、個人の創業や中小企業の新事業展開への果敢な挑戦を支援するとともに、個性と活力あふれる中心市街地の実現を図るため中小小売商業対策の充実を

重点施策とした、中小企業対策を実施するなど、二十一世紀の活力ある日本経済社会の実現に向け努力しているところであります。

地方自治体もその政策に沿って、地域の実情を踏まえながら積極的に不況からの脱却を目的とした、事業展開を図っており、山梨県では「山梨版景気対策」の中小企業対策として、商工業振興資金に新規融資枠二融資を新たに創設し、資金繰りに苦しむ中小企業の資金需要に応えるため、融資枠の大幅な拡大を行っております。

本市においても、中小企業の活性化や地元商店街の振興を重要な問題として位置づける中、県及び都留市商工会との連携のもとに地元対応を進めているところであり、本市独自の小規模企業小口資金融資制度や山梨県商工業振興資金融資制度、セーフティネット保証制度、国民金融公庫事業資金融資制度などの、より有利な情報を提供し支援を行っているところでもあります。

また、経営革新の指導、情報提供、専門家の派遣、人材育成などの支援につきましては、地域中小企業支援センターと連携し積極的に対応してまいります。

では観光施設等整備事業など六事業を実施し、千六百五人の新規雇用を行ったところであります。

引き続き、平成十五年度におきましても、大学新図書館開設に伴う蔵書移転事業など七事業、二千四百三十七人の新規雇用を予定しており、臨時・応急的な雇用対策事業であります。一人でも多くの雇用の創出・確保が図られるよう努めてまいります。

今後、県や商工会など関係機関・団体となお一層連携を図り地域産業の活性化に努めるとともに、地域固有資源を最大限に活かしながら、地域の中様々な課題や問題の解決を目指す、地域密着型産業であるコミュニティビジネスなどの支援・育成を通じ、企業や市民がそのもてる能力を十分に生かし、いきいきと働くことができる地域を支える産業の振興に努力してまいりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。



梶原 清議員

○地域福祉計画策定

○完全学校週五日制

○完全学校週五日制

地域福祉計画策定

について

問

本市においては、新しい地域福祉計画策定にどのようなおられるのか伺いたいと思っております。中央社会福祉審議会においては、今後の新しい社会福祉の理念について「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢に係わらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにあり」と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとしました。地域福祉の推進は、地域住民と社会福祉を目的とする事業者と社会福祉に関する活動を行う住民が互いに協力し合うことにより、「福祉サービス」を必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすることであると考えますがいかがなもので

でしょうか。地域における福祉サービスの目標として、地域の生活課題等については「ニーズの調査」をして頂き、福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定においては、可能な限りわかりやすい数値目標をかげてもらいたいものであります。

そして、福祉サービスを必要とするものへの適切な支援体制の整備をお願い致します。それには、社会福祉従事者の専門性の向上とケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備が必要であります。サービスの評価や、サービス内容の開示等により、利用者にとって適切なサービスの選択が出来るようにお願いいたします。

また、サービスの利用に結び付いていない要支援者等への対応と要支援者を発見する機能の充実にも努めていたいただきたいと思っております。複雑多様化した生活課題を解決するため、多様なサービスの振興と民間の新規事業の開発や、コイディネット機能への支援をお願い致します。地域福祉については、地域住民の参加が必要であり、住民等による問題関心の共有化への動機付けが大切だと考えます。本市において、地域福祉計画策定にあたっては、地域の生活課題に精通した人や、関心の深い人や、地域住民が係られるような機会が必要かと考えますがいかがでしょうか。

また、本市における福祉圏域については、どのように考えておられますか。高齢者、障害者、児童等の福祉については、根拠を異にしておりますが、障害者の福祉「計画」「プラン」については世紀が変わったり、社会福祉基礎構造改革がスタートした後でもあります。

新しい理念である「自立した市民の自己決定」が尊重され、行動や施策が根本的に見直されなければなりません。従来の路線の延長ではなく、施策の本質的な転換をお願い致します。特に具体的なお願いと致しましては、計画の中に障害者が心から願う「障害者福祉センター」の建設について位置付けていただくことをお願い致します。

二十一世紀を迎え、閉塞間ただよう経済状況や、グローバル化、IT化の進展、さらには急速な少子高齢社会の到来などによる社会経済構造の変化により、従来の伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が低下し、高齢者や障害者、児童など社会的支援を必要とする人々にとりまわって、厳しい生活環境となっております。

答

これからの社会福祉の目的は、限られた一定範囲の保護や救済にとどまらず、住民全体を対象として、誰もが人間としての尊厳を持って自立し、不安のない明るい生活を送ることのできる地域福祉の推進であると考えております。

国においては、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの共通基盤制度について、社会福祉基礎構造改革として見直しが行われ、「利用者」の立場に立った社会福祉制度の構築、「サービスの質の向上」、社会福祉事業の充実・活性化、「地域福祉の推進」の四つの柱が掲げられました。

このうち「地域福祉の推進」を具体化するために、平成十五年より、市町村において地域福祉計画を策定することが、社会福祉法の改正により明文化されたところであります。

ご質問の地域福祉計画につきましては、本年五月、県により策定のための「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」が示されたところであります。

本市におきましては、準備が整い次第、策定作業に入りたいと考えているところであります。

また、策定にあたりましては、仮称「都留市地域福祉計画策定委員会」を組織し、この度議員よりご提言のありました様々な事項を含め、地域の実態や福祉ニーズを的確に

把握する中で、本市の実状にあった計画を策定してまいりたいと考えております。

## 完全学校週五日制

について

**問** 完全学校週五日制がスタートして早や一年半が経過致しますがその実施に伴い、授業時間が二割減り、総合的な学習の時間を導入することによって各教科の時間が相当減ることになります、このことと読み、書き、計算などの基礎学力が低下するのではないかと思いますが、その点について現在どのように考えておられますか。

子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上については、教育委員会がきめ細かな指導方法の工夫、改善を進めるために教員の配置を充実させるなど、学校を積極的に支援する必要がありますが、また、学力の状況の分析を行い、その結果を基に具体的な学力向上対策を進める必要があるとしていますが、具体的にはどのような取り組みがなされているのかについてもお聞かせ下さい。

また、子どもたちの「豊かな心の育成を目指した取り組み」として、どのような取り組みがなされているのかについてもお聞かせ下さい。



れた学校づくりを進めながら、家庭や地域それぞれの役割がしっかりと果たされるように支援していくことも大切な役割と考えますが、どのような形で支援がなされているのかお聞かせ下さい。今後、充実した様々な取り組みを、積極的に推進されることを希望し質問を終わります。

**答**

新学習指導要領のもと、学校週五日制が実施されたことで、学校の標準授業時数が週当たり二時間減少し、また、総合的な学習の時間の導入で、教科内容が削減されたことにより、学力の低下が心配されることとされておりますが、この新しい学習指導要領では、基礎的・基本的な知識・技能、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力などの「確かな学力」を持った子どもを育て、「生きる力」を子どもにも与えることが重要とされており

時間的・精神的にゆとりが生じたことにより、学校週五

日制や総合的な時間の導入を活用し、わかる授業、工夫された授業、一人一人を大切にされた、きめ細やかな授業を実施する中で、昨年、文部科学省で小学校五・六年生と中学生全学年を対象に、全国一斉の学力テストを行った結果、「おおむね良好」と結論付けられたところであります。

なお、理解や習熟の程度に応じた指導の実施など、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図るための文部科学省による「学力向上フロンティア事業」を取り入れ、平生第一小学校を研究校に、実践活動を展開しており、また、学校教育の入門期である小学校一年生または二年生に対しては、複数教員による、多様できめ細かな指導のもと、授業の充実を図っているところであります。

更に、本年度、文部科学省から東桂小・中学校及び都留文科大学に指定を受けた、「放課後学習チューター制度」の調査研究の事業により、大学生が、児童生徒の学習の手助けをしたり、学習への意欲を育てたりすることで、学力向上の推進を図っております。

次に、子どもたちの「豊かな心の育成を目指した取り組み」については、総合的な学習の時間や道徳の授業を活用し、また、県の「地域ふれあい道徳教育推進事業」を取り

入れての、地域の人々と考える心の教育懇話会を開催するとともに、地域との連携・協力を得て、例えば、農業体験活動、都留文科大学の留学生との交流による国際理解教育、地域のお年寄りの体験話を聞くなど、地域の人々の参加による学習などを行い、道徳的実践力や豊かな人間性を育む教育活動を行っているところであります。さらに、本市独自の制度であります「個性を育む学校づくり」助成事業を取り入れた、家庭や地域と連携した、各学校の特色ある体験学習も実施しております。

また、開かれた学校づくりを推進するため、これまで行ってきた取り組みを内部評価制度に加え、今後、外部評価制度を導入し、家庭や地域の教育力が十分に、学校教育に生かせるシステムづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



杉本光男議員

○発明、考案、発想に関する総合窓口の開設について

○環教育境における

学校林活動について

○構造改革特区への取り組みについて

発明、考案、発想に関する総合窓口の開設について

**問**

今、国では国家戦略として知的創造立国を目指し、ITをてこに地域振興策を始め発明・考案・発想に関する支援策がとられております。本市においては、いち早くITによる行政改革が取り入れられ電子自治体に向かって周辺整備が進み、情報の共有化による市民参加も盛んであり、アウトソーシングも図られております。市民としてこれだけ情報豊かな時代です。IT革命の究極は外知恵の活用のこととも言われております。ITの前に立ちすくむこともなく、創造的な市民参加をいたしたいと考えます。その手法の一つとして、今開設の商工会の発明相談の窓口を発明考案、発想に関する全市民的な総合窓口にしてはいかがでしょうか。

知的財産の創造、保護、特許情報活用等サポート体制の充実を図り知恵の町づくりに結びつけたらと考えます。

ミュージアム都留において、民間の知恵、大学の知恵等を展示し、子どもの教育、生涯学習とのふれあいの場としてはいかがでしょうか。

**答** 戦後、我が国の高度成長の原動力でありました加工組立型の産業分野を中心とする「ものづくり」は、グローバル化の進展に伴い、低廉な労働コストと生産技術の向上を背景に力をつけた、開発途上国の追い上げに合い、国際競争力が著しく低下しております。

そのため、過去を支えた加工組立型・大量生産型の経済モデルから脱却し、新しい付加価値の高い無形資産の創造にも適応した経済モデルへの変革が求められており、国においては、科学技術や文化などの幅広い分野において、豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上に結びつく経済・社会システムを有した「知的財産立国」の実現に向けて総合的な取り組みを行っているところであり、

本市においては、これまで市民の創造性を育成し、創意工夫を具現化するための取り組みの一つとして、昭和五十七年市役所内に、特許出願や

実用新案登録、意匠登録など発明・考案・発想に関する総合窓口を県内で二番目に開設し、また平成十二年度からは、知的財産取得にかかる情報の収集及び指導を一括に行うため、商工会に場所を移し、業務を継続しており、昨年は三十九件、開設以来の相談件数は実に延べ七百四十二件という実績を上げてまいりました。

また、平成十三年度から商工会において、市民の知的財産創設に対する意識の向上と、応募作品を新しい製品づくりに結びつけ、地元産業の振興を図るため、新製品の開発を目的としたアイデアコンテストを実施しております。

今後は、これら事業の更なる発展を図るため、発明相談にかかる情報を市ホームページや商工会ホームページ等にも掲載し、ITを活用した情報発信を積極的に進めてまいりたいと考えております。

さらに、本年度からは、県下に先駆け特許権、実用新案の取得を行おうとする者に対して、助成金を交付する「都留市特許権等取得促進助成金交付要綱」を設置することにより、新たな知的財産の創出を支援し、発明などが意欲的に創作され、これらを活用することにより、本市の産業の発展、振興が図られることを期待しているところであります。

次に、発明・発想の成果を

ミュージアム都留において、知恵の博物館として展示することについてであります。

現在、のびのび興譲館の塾の一つである発明塾が、工作教室や発明くふう展への出品などの活動を行い、山梨県知事賞や全国発明工夫展で入賞を果たすなど大きな成果をあげていることから、これらを夏休み子ども企画展の関連事業として展示していくとともに、商工会や都留文科大とも連携して、市内外の発明・発想の成果を企画展として開催することが可能かどうか検討してまいります。

また今後、発明に対する一層の意識の高揚を図るとともに、このような知的財産を積極的に活用して青少年教育や市民の交流の場として、ミュージアム都留を開放し、新しい分野を開拓することにより、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

環境教育における学校林活動について

学ばば学ぶ程、生きる力から離れていく素朴な疑問、また、生きた地域の教育力が問われる昨今であります。今、各学校では生きる力を目指した創意工夫、学びを創り出す総合学習が始まっております。

この力の再生を図る一つと

して身近な地域の山林資源を所有者のご理解をいただきながら学校林として活用させていただき、自然学習体験の出る感動と夢発見の森の学校としての展開を図ってはどうか。

森とふれあうNPO、仕事、学びの各種団体プロジェクトとのアクセスにより、森林整備も含めて森林文化の構想も生まれてまいります。

ここで、都留文科大附属小学校の位置付けを持つ学校の周辺、その菅野川流域を一つのモデル拠点として、都留文科大のフィールドキャンパス構想のもと、ピオトープ学術研究も取り入れながら地域の皆さんと協議、御協力をいただく中で、学校林活動の展開を図りたいと考えます。

また、校庭の芝生化は教育効果に優れるものとして全国各地の学校で取り上げられておりますので、県下唯一残る菅野子どもクラブの存続発展を考慮し管理は子ども主役の校庭芝生化を図ってはどうか。

子どものことを考える地域の課題は多様であり川の浄化に始まり間伐材利用の通学路、道草の道、里山再生地盛りだくさんであります。

共生とはどういう事か、動物愛護とは何か、地域全体で学研実践により環境問題として手にすることによって、犬の多頭飼育問題にも内側から強力なアクションを起こせることにもなります。

義務、責任権利、郷土愛等、地域の教育力を高めるための問題でもあり、スピードも要求される時代ですのでこの点いかがお考えでしょうかお伺いいたします。

**答** 現在、各学校では、「都留市小中学校環境教育研究委員会」により、都留市の自然や地域社会の環境問題に関心を示し、自然や人に優しい心を持って、環境の保全や創造に参加できる子どもを育成するため、清掃、水、リサイクル及び植物などをテーマに各種の実践活動を展開し、環境教育への理解を深めているところであり、

ご質問の、環境教育における学校林活動についてであります。森林は、林産物の供給のみならず、水源涵養、国土保全、地球温暖化の防止、野生動物の生息環境の保護、レクリエーションや休養の場として、人間生活にとって欠かせない大きな役割を果たしており、そのことを子どもたち





に理解させる必要があります。

その目的を達成するため、  
これまでも都留文科大附属  
小学校の児童で組織する「緑  
の少年少女隊」により、間伐  
材を利用した工作や、シイタ  
ケ栽培などに取り組んできた  
ところでありますが、今後は  
地域の協力・支援を頂く中、  
議員ご提案の様々な事業の取  
り込みが可能かどうか、検討  
を加えながら幅広い環境教育  
の実践活動を推進してまいり  
たいと考えております。

また、学校グラウンドの芝  
生化についても、環境教育の  
一環として取り組むことによ  
り、子どもたちの健全育成に  
もつながると思われまますので、  
関係機関とも協議しながら、  
その可能性を調査検討してま  
いりたいと考えております。

## 構造改革特区への 取り組みについて

**問** 経済活性化の切り札と  
して、山梨ワイン特区  
を皮切りに、全国各地でユニ  
ークなアイデアに満ちた構造  
改革特区が誕生しています。

いよいよ京都議定書締結を  
背景とした国内のCO2排出  
権取引制度に向かって、官民  
一体の取り組みが始まり二〇  
〇五年には一兆円規模といわ  
れる排出権市場が動き出す見  
通しとなり各企業では環境マ  
ネジメントを競い合っており

ます。

本市においては、市長所信  
とするところにより経済環境  
の二軸のバランスを取りなが  
ら、時流を見据え環境に配慮  
した資源活用による地域振  
興の方向付けを行ってまいり  
ました。環境産業、環境市場  
が大きく動き出している現在、  
このたび制定の都留地域新エ  
ネルギービジョンそのものを  
構造改革特区に持っていく手  
法を検討してはどうでしょう  
か。

新エネルギーに関する意識  
啓発を図るインターフェイス  
として中央道沿いにハイブリ  
ットゾーンを開設、新しい型  
の観光ベースとしてロケーシ  
ョン立地条件を生かしたホス  
ピタリティーな誘導ルートを開  
設、市内観光資源とリンク  
させながら交流人口の増大を  
図るとともに富士五湖の動的  
な大観光地に隣接する都留市  
です。都留は心の宿、旅  
の港をコンセプトに静かな五  
感体感のグリーンツーリズム、  
エコツーリズムにも応えられ  
る広域的な旅の情報発信地と  
して立ち寄っていただく所と  
してはどうでしょうか、市長  
のお考えをお伺いいたします。



## 答

国では、地方公共団体等  
の自発的な立案により、  
各々の地域の特性に応じて、  
規制の特例を導入する特定の  
区域を設け、各々の地域での  
構造改革を実施する構造改革  
特区の導入を進めており、本  
市では、昨年八月、庁内に構  
造改革特区研究会を設置し、  
構造改革特区導入に向けた調  
査研究を行うことといたしま  
した。

第一次の構造改革特区の提  
案として、特定非営利活動法  
人の認定緩和、マイクロ水力  
発電による電気事業の自由化、  
NPOなどによる農園経営の  
自由化など、六項目の規制緩  
和を盛り込んだ「サステイナ  
ブルコミュニティ特区」を国  
に提案いたしました。

その後、第一次、第二次の  
意向調査を踏まえて、本年三  
月十三日には、これらの内、  
マイクロ水力発電等による特  
定供給を可能とする新エネレ  
ギー等推進特区の計画書を作  
成し、事前ヒアリングを受け  
ておりますが、構造改革特区  
では当該規制の特例措置の適  
用を受けようとする事業者の  
特定などが求められており、  
現時点では本申請には至って  
おりません。議員ご提案の特  
区を活用した地域づくりにつ  
きましては、今後、具体化の  
蓋然性について調査研究を行  
ってまいりたいと考えており  
ますので、ご理解とご協力を  
お願い申し上げます。

### 小林義孝議員

○大学の独立法人化と

繰り出し金について

○文化ホールへの補助金

の減額について

○路線バスの運行と

シルバーバスについて

○消防の広域論議に

結論を

## 大学の独立法人化と 繰り出し金について

### 問

大学の独立行政法人化  
が法制化されました。

その狙いはいくつがあるよう  
ですが、国会審議をつうじて  
最大のものは行政の軽量化で  
あるように思えます。学長に  
権限が集中し大学の意思決定  
が早いといいますがなぜそれ  
が必要かは明らかではありません。  
逆に業績の目標を設定し  
設立団体の長に事業報告報告  
をしなければならず、学問と  
は関係ない外部からの介入に  
さらされます。さらに職員は  
公務員の身分を失います。も  
ともと学問とか研究というの  
は短期間にはその成果を求め  
るべきものではないと思いま  
すが、公立大学の場合、独立行  
政法人として認可するのは県  
知事であり、独立法人化した  
場合、取り巻く環境はまった

く学問とか研究とかいう環境  
でなくなりそうです。  
都留文科大の場合、全国  
に例のない小規模自治体の被  
画する大学であり、地方交付  
税の繰り入れがなければ運営  
できません。市の財政負担を  
軽くするとか、学長の権限強  
化は問題にならないのではな  
いでしょうか。これまでどお  
り、市・議会との信頼の上に一  
定の距離を置いた関係がもつ  
ても適切なのではないでしょうか。  
市長の見解を求めます。  
もう一点、一般会計から都  
留文科大への繰り出し金に  
ついて伺います。その前に地  
方交付税についての誤解があ  
ることふれたいと思います。  
地方交付税は国の方針にそつ  
て一部が臨時財政対策債に置  
き換えられました。議会では  
以前にこのことを確認してい  
ますが、この臨時財政対策債  
を合わせれば交付税額は減る  
どころか増えていきます。とこ  
ろが市が大学に拠り出してい  
る額はこのことに配慮してお  
らず、決算書と今年度予算で  
みると拠り出し金は一昨年か  
ら減額しています。おそらく  
交付税額そのままであろうと  
思います。これは不当といわ  
ざるをえません。これまで守  
られてきた大学に配慮する姿  
勢に反するものではないでし  
ょうか。臨時財政対策債に匹  
敵する額を大学に繰り出すこ  
とを求め、市長の見解を求め  
ます。

# 答

大学改革については、昭和六十二年に発足した大  
学審議会の答申を踏まえ、中  
央教育審議会の大学分科会に  
おいて、教育研究の高度化・  
多様化・個性化、組織運営の  
活性化の方針の下に、諸制度  
の大綱化、弾力化などが実施  
されてまいりました。

これまでの、大学の質を保  
証するためのシステムは、国  
による厳格な設置認可と設置  
後の教育・研究活動に対する  
様々な評価の組み合わせによ  
る方法から、この度の中央教  
育審議会の答申により、改正  
された「学校教育法」より、  
設置認可制度の弾力化、第三  
者評価制度の導入、法令違反  
状態の大学に対する是正処置  
の導入などによる、それぞれ  
の大学が質の保証（第三者に  
よる事後評価）をするシステ  
ムへと移行いたしました。

また近年、大学関係者にお  
いても大学改革の必要性につ  
いての認識が覚醒され、各大  
学において大学改革に向けて  
の取り組みが本格化し、新制  
大学の制度発足以来、最も大  
きな転換期を迎えてようとし  
ております。

このような状況を受け、国  
立大学においては、大学の再  
編・統合や新しい国立大学法  
人に向けての取り組みが進め  
られ、国会の国立大学法人  
法の成立により、平成十六年  
四月から新しいシステムでの  
運営がスタートすることとな



りました。

一方、公立大学の独立行政  
法人化については、先般の国  
会において地方独立法人法が  
可決成立し、公立大学の法人  
化への道が法的に開かれるこ  
ととなりました。

しかし、公立大学法人への  
移行のためには大学、設置者  
が取り組むべき多くの課題が  
あり、また、それぞれの大学  
固有の問題も存在しており、  
様々な事項についての十分な  
検討が必要となるものと考え  
ております。

このため、大学に対し定員  
増、新学部・新学科の検討と  
あわせ法人化への対応を指示  
したところであり、大学企画  
委員会において既に数回の会  
議がもたれております。この  
学内の議論を踏まえた検討結

果が、いずれ報告されるもの  
と思っております。

都留文科大が、独立行政  
法人への移行を選択する場合、  
または、現行の直営形態を継  
続する場合、いずれにしても  
多くの検討課題が山積し、そ  
の対応には様々な状況に応じ  
た、的確で柔軟な取り組みが  
必要だと考えております。

都留文科大を、「競争的環  
境の中で個性輝く魅力あふれ  
る大学」として存続させるこ  
とが設置者としての使命であ  
り、大学の検討結果報告や  
様々な情報を勘案する中、大  
学・議会・市民・行政の四者  
が一体となり十分な論議を行  
い、その方向性を決定してま  
いりたいと考えております。

また、一般会計から都留文  
科大学特別会計への繰出金に  
つきましては、普通交付税の  
算定に係る経常経費の「その  
他教育費」、密度補正により基  
準財政需要額に算入される額  
を基準として積算し、繰り出  
してまいります。

議員ご指摘のとおり、普通  
交付税は平成十三年度から制  
度改正により一部臨時財政対  
策債へと振り替えが行われ、  
普通交付税減少分を臨時財政  
対策債で補填する方法へと変  
更されております。

その方法は、平成十三・十  
四年度は経常経費の「企画振  
興費」、「その他の諸費（人口）」、  
投資的経費の「その他の土木  
費」、「その他の諸費（人口）」、

「その他の諸費（面積）」の五  
費目における単位費用の積算  
から振り替え相当額を控除す  
ることとされており、市立大  
学経費が算入されている「そ  
の他教育費」は対象費目とな  
っていません。

平成十五年度は、各市町村  
の経常経費の「その他の諸費  
（人口）」の基準財政需要額と  
その全国総額との割合に応じ  
て振り替える方法へと変更さ  
れているところでありますが、  
本年度における一般会計から  
の繰り出しは、従来どおり基  
準財政需要額の「その他教育  
費」に算入される市立大学経  
費分を全額繰り出すこととい  
たしてまいりますので、ご指摘  
とは違い臨時財政対策債振替  
分も含めた額となっております。

今後、都留文科大特別会  
計への繰出金につきましては、  
各特別会計も含めた都留市全  
体の財政状況、住民ニーズ、  
我が国の社会経済状況等を十  
分考慮し、合理的、適切な額  
の算定を検討してまいりたい  
と考えております。

## 文化ホールへの補助 金の減額について

**問** 文化ホールへの補助金  
が毎年大幅に減らされ  
ています。文化の振興は一日  
にしてなるものではありません。  
学問と同様に行政の長年

の手厚い援助があっても、な  
おかつその効果は徐々にしか  
表れないものであると思いま  
す。逆にその援助が減らされ  
るならマイナスの効果は短期  
に表れることが懸念されます。

県内のある市の文化ホール  
と比較して、都留市の文化ホ  
ールの利用状況は圧倒してい  
ます。おそらく全国的にみて  
も利用状況は上位にあると思  
われます。このことは市外の  
知り合いからも評価され、私  
自身誇りとしていたるところで  
す。これは偶然ではなく、こ  
れまで関係者の努力と市の援  
助が結実したものだと思っ  
ています。しかし、先ほどあげ  
たある市の文化ホールとの比  
較で都留市の人的・財政時援  
助は貧弱です。この状態を続  
けるなら文化ホールの利用は  
減少し、文化ホールはまさに  
ハコモノになることが心配さ  
れます。市の職員を派遣して  
行政が文化ホールの活用に直  
接責任を負うべきではないで  
しょうか。補助金を増やし文  
化行政に対する姿勢を示すべ  
きではないでしょうか。市長  
の見解を求めます。

この問題でもう一点、野外  
ホールの改修あるいは改造が  
課題になっていると聞きます。  
方向性が出たのでしょうか。  
また外壁の木造部分が傷んで  
きています。補修が必要と思  
われますが対策は立てられた  
でしょうか。あわせて何いま  
す。

答

都留市文化ホール「うぐいすホール」は、平成八年にオープンして以来、多種多様な芸術・文化の活動拠点、発信基地として、また、地域文化創造の場として、市内外の多くの方々にご利用されてまいりました。

平成十四年度のうぐいすホールの利用率につきましては、大ホールが六五パーセント、小ホールが八七パーセント、練習室一が九二パーセント、練習室二が六六パーセントであり、県内の他の施設と比較してもトップクラスを維持しております。

これは、建設以来七年が経過する中、市民や関係団体の芸術・文化を大切にする意識の醸成が図られてきたこと、また、財団法人都留楽友協会と行政が一体となった取り組みの成果であると認識しております。

うぐいすホールの管理・運営に当たる職員につきましては、平成十二年度まで市職員を派遣してまいりましたが、楽友協会の職員の成長が著しいこと、また自立的で効率的な施設運営を促す必要から、現在は市職員の派遣を行っておりません。

しかしこれまでも、市職員が理事や評議員、企画運営委員として運営に参加し、平成十四年度からは教育長が館長を兼務し、市としても、その管理・運営などに深くかわ



ついでに、野外ステージにつ

次に、野外ステージにつくましては、客席を構成する自然木の劣化による破損があることから、入場を制限しているところであり、現在、これまでの利用実績や工事施工中のホール稼働への影響等を勘案する中、改修方法や工事形態、また、用途等について様々な検討をいたしているところであります。

また、ホール外壁の木部の改修につきましては、経年の変化により塗装のはがれや板の反り返りが広範囲に見られる状況であるため、速やかな補修が必要だと考えております。

### 路線バスの運行とシ ルバースについて

この問題は六月議会です。りあげたばかりです。その趣旨は住民の足を確保する行政の責任を中心においたものでした。これはバス会社の赤字を前提としていました。ところが八月二日の新聞に載った県内の高額所得法人ランキングにおいてバス会社が六千四百六十一万三千円の赤字で上位二百位にランクされていることが判明しました。これは六月議会の質問の前提が不十分だったことを意味します。

どんな商店でも赤字の商品もあれば黒字の商品もありま

赤字覚悟の客寄せの目玉商品もあるはず。バス会社が黒字経営であることが判明した以上、赤字路線に要求されるままに公費を投入することには疑問があります。行政には住民の足を確保する責任がありますが、当然のこととしてバス会社にも公共的社会的責任はあります。節約のための路線の改廃はあるにしても、市の財政難を考慮すれば黒字のバス会社の一定の負担はあつて当然だと思えます。

制度上、事業者の業績の黒字・赤字にかかわらず路線ごとの収支により判断することになってくるのなら、それは常識から外れた制度であり、制度に欠陥があることになり、制度に欠陥がある場合に限り、常識から外れた場合を想定して交渉すべきと思えます。

もう一点、市民が乗る、利用するための工夫と市の財政負担のあり方として高齢者や障害者のための無料バスの発行を求めたいと思えます。バス会社に直接交付するよりも市民に喜ばれ効果があるのでないでしょうか。

いづれにしても設置した交通対策懇話会においてよく検討することになるのでしようが、最終的には市長の決断が重要です。見解を求めます。

答

まず、黒字経営であるバス事業者に対する公費負担については、昨年二

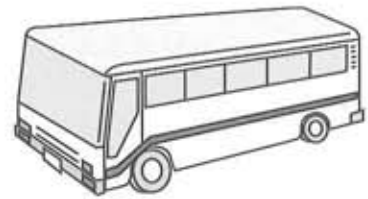
月の道路運送法の改正に伴い、生活交通路線維持に関する国庫補助制度も改正され、従来、赤字事業者に対する事業者ごとの補助であったものが、事業者としての赤字黒字は問わずに路線ごとの収支で判断することとなったことによるものであります。

しかしながら、この制度はあくまで国庫補助金に関する制度であり、地方自治体が補助する場合にそのまま当てはまるものではないと考えております。

地方自治体が補助する場合、必要とする路線を維持するために公費を投入して運行することとなりますが、公費の負担方法については自治体と事業者の協議に委ねられて

この件につきましては、先日開催した「都留市生活交通対策懇話会」の席上でも多くの委員から議員と同様の意見が出されたところでありますが、今後事業者からの要請により、この懇話会においても事業者からの説明を聞く機会を設ける予定になっております。

いづれにいたしましてもこの問題は、市民の皆様が納得できる税金の使い方が問われているのだという視点に立って、十分検討・論議し、方針を決定してまいりたいと考えております。



めの無料バスの発行について、現在、事業者も高齢者向けのシルバ定期券の発行や障害者向けの半額割引等を実施しているところであり、

しかしながら、定期券の場合には通常利用されている方が当該定期券に移行しただけで利用促進には結びつかず、また、障害者についても下肢の不自由な障害者の利用は不可能であるため、利用状況はさほど芳しくないとのことであります。

## 消防の広域化論議に結論を

**問** 東部地域における消防の広域化が論議されて久しくなります。しかし、いまだ実施にいたっておりません。これ以上この問題を棚上げしたままにしておくことは意味がなく、この論議の最終を宣言すべきだと思います。

すでに都留市は秋山・道志両村と、大月市は丹波山・小菅両村と広域化を実施しています。地形的にみて、これ以上の広域化は連絡・通報体制を煩雑にし、逆に能率が下がる

ことが予想されます。また、職員に広域通勤を求めることもありうる。その出費もかさみます。これまでどおり、それぞれの市町村の消防体制を充実し市町村間の横の関係を良好に保つことこそ理想的な形ではないでしょうか。推かが結論を下すのであれば、都留市が宣言すればよいことです。市長の見解を求めます。

**答** 常備消防は、複雑多様化、高度化する消防需要に対応し、どの地域においても、住民の期待と信頼にこたえられる高度なサービスを提供していくことが求められており、このため、消防の組織、施設、装備等の充実強化を図っていく必要があります。

しかしながら、一般的に小規模な消防本部の場合、高度な消防サービスを提供している場合が多く、山梨県東部地区においても、平成八年度に広域化構想が持ち上がり、これに基づき、関係機関において調査研究が重ねられ、平成十三年三月に「東部広域連合圏域における消防力適正配置に関する調査報告書」として取りまとめられたところであ

ります。しかし、調査報告書の完成と時を同じくして、消防行政における広域化については、一般的に責任の明確化、意思決定の迅速性、人材確保等の観点からも課題があるため、広域共同処理方式ではなく、市町村合併の推進と整合性を保ちながら進めるべきであるとの消防庁の指針が出されたことから、東部地区における消防広域化の協議も、関係市町村の合併の推移を見守る中、現在まで休止しているところであり、

この間、平成十四年十二月に、消防庁に設置された研究会において、市町村合併によっても消防事務について、適正な態様・規模に至らないときは、合併後の市町村の間において、地域における総合的な消防防災体制の在り方を協議し二以上の市町村による共同処理を図ることを検討すべきであるとの報告が取りまとめられ、消防庁からも、この報告書を踏まえ、あらためて広域再編による消防防災体制の充実強化策を講じるべきであるという通知があったところであり、

これらのことから、本市を含めた周辺自治体においても市町村合併の方向が定まっていないう状況下において、十分な協議も行わないうまま結論を見出すには時期尚早であると考えております。

議員提出意見書第九号  
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書

## 意見書案を可決

議員提出意見書第九号

携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書

携帯電話（PHSを含む）の加入台数は、今年二月に八千万台を超え、国民の七割以上が携帯電話を持っており、今や国民にとって携帯電話は、日々生活の中で欠くことのできない重要なアイテムとなっている。特に二十代の若者の所有率は約九割近くにも上ると言われている。爆発的に普及してきた一方で、携帯電話会社のサービスに対し、不満を感じている国民も多い。その一つに、携帯電話の会社を変更すると「携帯電話番号」まで変わってしまうため、他の会社に変更したくても、事実上できないという利用者の声がある。

シンガポールや英国、ドイツ、オランダなど諸外国では、利用者への「サービス重視」の観点から、携帯電話番号を変えずに契約会社を変更できる。「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」の導入が義務化されている。

わが国でもこの「番号ポータビリティ」が実現すれば、利用者が事業者を変更しやすくなるため「事業者間の競争促進」につながり、結果として、利用者への利便性の向上や料金の引き下げにつながる可能性が高いとの指摘もある。

「利用者へのサービス向上」「より一層の競争促進」の観点から、次の三項目が実現できるよう、税制上の支援をはじめ環境整備を図ることを強く要望する。

- 一、契約先の携帯電話会社を変更しても、従来の番号を利用できる。「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」を導入すること。
- 二、「番号ポータビリティ」が導入されるまでの当面の措置として、携帯電話会社を変更した場合でも、契約変更先の携帯電話番号を通知するサービスを早期導入すること。
- 三、携帯電話の通話料金をさらに引き下げること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年九月二十六日

都留市議会議長 上 杉 実

提出先 衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣

9月5日の本会議において、認第1号平成14年度山梨県都留市各会計歳入歳出決算認定の件及び認第2号平成14年度都留市水道事業会計決算認定の件並びに認第3号平成14年度都留市病院事業会計決算認定の件、3件が、同日の本会議において設置された決算特別委員会に付託され、次の日程で審査が行われました。

◇9月18日午前10時～15時20分 ◇9月19日午前10時～15時30分 ◇9月22日午前10時～12時00分

決算特別委員会での審査結果は、9月26日の本会議で、近藤明忠委員長から「審査の過程において指摘された数々の要望あるいは意見を今後の予算編成及び予算執行に反映されるよう望み、付託された予算については、原案のとおり認定すべきものと決定されました」と報告され審議の結果、認第1号、認第2号、認第3号はいずれも認定されました。

市では  
らに使われました。

## 歳入

収入の内訳



地方譲与税 1億384万円  
 利子割交付金 4,950万円  
 地方消費税交付金 3億1,438万円  
 ゴルフ場利用税交付金 1億618万円  
 自動車取得税交付金 6,288万円  
 地方特例交付金 1億960万円  
 交通安全対策交付金 518万円

- ①市税  
市民税、固定資産税、市たばこ税、軽自動車税
- ②分担金及び補助金  
保育所・老人・障害者施設
- ③使用料及び手数料  
市の施設（総合競技場、グラウンド、体育館など）を利用したときなど
- ④市債  
事業のための借入金
- ⑤地方交付税  
国からの補助
- ⑥地方譲与税  
国や県からの自動車や道路の税金の一部援助
- ⑦利子割交付金  
預金利子税の一部が配分される
- ⑧地方消費税交付金  
消費税の一部が配分される
- ⑨交通安全対策特別交付金  
市の交通安全対策をするために国から交付される
- ⑩自動車取得税交付金  
自動車税の一部が県から配分される

- ⑪地方特例交付金  
恒久的な減税に伴う地方税の減収額の補助
- ⑫国庫支出金  
使い道を特定した国からの補助金など
- ⑬県支出金  
使い道を特定した県からの補助金など
- ⑭ゴルフ場利用税交付金  
市のゴルフ場を利用した人に支払いしていただく税金

# 平成14年度 各会計決算を認定

## 歳出

お金の使い道

平成14年度に都留市

このよ

①議会費

議員が仕事をするための費用

②総務費

市の財政や収入収支を管理運用

③民生費

福祉（児童・老人・心身障害者・介護保険・保育所等）のための費用

④衛生費

各種検診やゴミ、し尿処理、公害対策費用

⑤農林水産業費

農業等のための費用

⑥商工費

商業、工業（商店・会社）のための費用

⑦土木費

道路、川、橋、公園のための費用

⑧消防費

災害（火災・水害・地震）から守る費用

⑨教育費

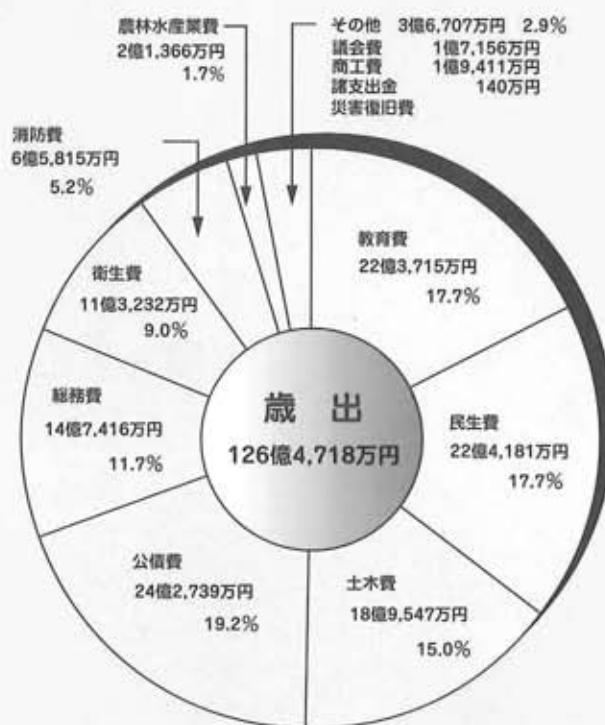
幼稚園、小学校、中学校等の経費

⑩公債費

市が借金したお金を返済する経費

⑪予備費

財源不足を補う経費



特別会計

(単位 万円)

会計区分	歳入	歳出	差引残
都留文科大学	347,196	334,101	13,095
国民健康保険事業	231,354	231,065	289
簡易水道事業	29,098	25,635	3,463
住宅新築資金等貸付事業	2,609	2,609	0
老人保健	259,842	259,842	0
下水道事業	118,921	114,094	4,827
温泉事業	6,681	6,681	0
介護保険事業	117,510	117,329	181
介護保険サービス	132	70	62
財産区	2,129	1,060	1,069

# 人事案件

## 教育委員会委員に

中嶋 公子 氏

九月二十六日の本会議で教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める議案が提出され、満場一致で中嶋氏が同意されました。

○都留市中央三丁目三番二号

中嶋 公子  
昭和十三年一月十五日生

## 人権擁護委員に

小林 一夫 氏

山本 正子 氏

九月二十六日の本会議で人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求める議案が提出され、満場一致で小林氏・山本氏が同意されました。

○都留市四日市場

小林 一夫  
昭和十二年七月二十日生

○都留市上谷四一八八

山本 正子  
昭和二十二年一月一日生

# 議会 日誌



## 7月

1日(火) ○全国自治体病院経営都市議会協議会第31回定期総会  
(東京都)

10日(木) ○山口県長門市議会行政視察来市

14日(月) ○山梨県市議会議長会事務局職員研修会  
(甲府市)

16日(水) ○リニア中央エクスプレス富士北麓・東部建設促進協議会(都留市)

18日(金) ○桂川流水利用特別委員会

23日(水) ○山梨県市議会議長会止副会長・事務局長会議  
(甲府市)

25日(金) ○平成15年度市町村議会議長会議(甲府市)

29日(火) ~ 31日(木)  
○都留市議会議員研修会(武生市・羽咋市)

## 8月

18日(月) ○山梨県市議会議員合同研修会(甲府市)

20日(水) ○都留国道バイパス特別委員会

27日(水) ○桂川流水利用特別委員会

## 9月

2日(火) ○議会運営委員会

5日(金) ○九月定例会(開会)

11日(木) ○九月定例会(一般質問)

12日(金) ○九月定例会(一般質問)

16日(火) ○総務常任委員会

○社会常任委員会

17日(水) ○経済建設常任委員会

18日(金) ○決算特別委員会

19日(火) ○決算特別委員会

22日(月) ○決算特別委員会

26日(金) ○九月定例会(閉会)

次回の定例会は、**十二月**に開会予定です。  
お問い合わせは、**議会事務局**まで

電話 四三・一一一  
内線 (三〇〇・三〇一)

## 政治家の寄付は禁止 有権者の寄付要求も禁止

### 1 政治家の寄付禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)は、選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。



### 2 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。



### 4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して年賀状等のあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことが禁じられています。



### 5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援者が、選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。



### 6 公民権の停止

1、2、3および5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。



### 3 後援団体の寄付の禁止

後援団体が選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。

